

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

EUの多言語政策：ヨーロッパにおける外国語教育

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2006-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-on dai.repo.nii.ac.jp/records/847

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



EUの多言語政策——ヨーロッパにおける外国語教育

木戸芳子

はじめに

周知のように、2004年5月1日、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロヴァキアの10か国は、新たに欧州連合（EU）に加盟した。EUは、これまでの15カ国から25カ国へと拡大された。EUにとっては、第5次の拡大となる。ブルガリアとルーマニアについては、2007年に加盟の予定である。クロアチアも候補国となっており、昨年（2005年）10月からは、トルコ加盟の交渉も開始されている。このように、今や、全体が「ひとつのヨーロッパ」に向かって大きく動いているということができるであろう。

こうした流れの中で、政治面、経済面のみならず、いわばその基盤となる言語、文化、教育といった面からの多彩なアプローチが、さまざまな場面で試みられている。本稿では、とくに「言語」という側面に焦点をあて、背景となる統計データなども紹介しながら、ヨーロッパレベルでどのような施策が講じられ、実施されているかについてまとめてみたい。最後にこうしたEUの施策が、わが国における外国語教育の改善にどのような示唆を与えてくれるかといった点にも言及できればと考えている。

なお、「EU統合」といっても、ひとつの言語による統合が目指されているわけではないことは言うまでもない¹。EUの基本条約でも、構成国の「言語の多様性」の尊重と、「言語教育の普及」が謳われている²。そのなかで、EU市民に対し、1カ国語のみならず複数の外国語の

1 欧州連合基本権憲章（2000年）は、第21条で「言語による差別の禁止」、第22条で「言語の多様性の尊重」を謳っている。第21条では、「1. 性別、人種、肌の色、民族的若しくは社会的出身、遺伝子的特徴、言語、宗教若しくは信条、政治的若しくはその他の意見、国内における少数民族への帰属、財産、出生、障害、年齢又は性的指向を理由とするいかなる差別も禁止される。2. 欧州共同体設立条約及び欧州連合条約の適用範囲において、これらの条約の特別規定を毀損することなく、国籍を理由とするいかなる差別も禁止される」、第22条では、「連合は、文化、宗教、及び言語の多様性を尊重する」と規定されている。岡久慶、山口和人訳『外国の立法』211（2002.2）p.16を参照。

2 「欧州共同体を設立する条約」は、「教育」について規定した第149条（アムステルダム条約の条文番号、マーストリヒト条約では第126条に相当する。ニース条約では第149条のまま修正はない）で、次のように「言語」に関して言及している。「1. 共同体は、構成国間の協力を奨励し、かつ必要な場合には、構成国の活動を支援及び補足することによって、質の高い教育の発展に寄与する。その際、共同体は、教授内容及び教育制度の組織に対する構成国の責任、並びに構成国の文化的及び言語的多様性を十分に尊重する。2. 共同体の活動は、次のことを目的とする。—特に構成国の言語の教育及び普及を通じ、欧州次元の教育を発展させること。（以下略）」松井芳郎（編集代表）『ベーシック条約集』2006年版、東信堂、2006.4、p.91を参照。

習得をどのようにして実現していくかが課題となっている。

I EUの諸言語をめぐる現況

1 EUの公用語

EUでは多言語主義が採用されており、加盟各国の20の言語が公用語(Amtssprache)となっている。公式文書はすべての公用語で作成されている³。具体的には、スペイン語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、エストニア語、ギリシャ語、英語、フランス語、イタリア語、ラトビア語、リトニア語、ハンガリー語、マルタ語、オランダ語、ポーランド語、ポルトガル語、スロヴァキア語、スロベニア語、フィンランド語、スウェーデン語である（言語によるアルファベット順）。まもなくアイルランド語も、また南北キプロス問題が解決すればトルコ語も公用語となることが予定されている⁴。

2 EU市民の母語と外国語に関するデータ

ここでは欧州委員会が作成した資料により、EUにおける母語、外国語をめぐるいくつかの統計数値を紹介しておこう⁵。

まず各国ごとに、①自国の公用語(Amtssprache)、国語(Staatssprache)を母語とする者、②自国語以外のEUの公用語を母語とする者、③その他の言語を母語とする者(①、②以外の者)について、それぞれの数値をまとめたのが、表1「自国の公用語を母語とする者の割合」である（複数回答を認めているので100%を超えていているケースもある）。これを見ると、たとえばドイツでは、約90%が国語であるドイツ語を母語としているが、他のEU公用語を母語とする者が3%，その他の言語(トルコ語など)が8%となっている。多言語国家であるベルギーでは、母語とする言語は、オランダ語56%，フランス語38%，ドイツ語0.4%，その他のEUの公用語5%，EUの公用語以外の言語3%となっている⁶。スペインでは、スペイン(カスティージャ)語を母語とする者が89%を占めるが、地域公用語であるカタルニア語(9%)、ガリシア語(5%)バスク語(1%)などを母語とする者も少なからず存在する。旧バルト三国のラトビア、エストニアなどでは、国語であるラトビア語、エストニア語を母語とする者の割合はそれぞれ73%，82%である。たとえばラトビアでは、国民の半数近くがロシア人など他民族で、ロシア

3 EUの法令はすべての加盟国の公用語で公布されなければならないことがEEC(欧州経済共同体)以来の基本理念となっている（司法制度改革推進本部・法令外国語訳に関するワーキンググループ資料「EUにおける法令の外国語訳の現状(概要)」を参照）。したがってEUの公用語は加盟国が増えるたびに、新規加盟国の申請をもとに理事会が追加を決定してきた(『europe』Winter, 2006, p.15を参照)。

4 『europe』Spring, 2004, p.22を参照。

5 ドイツ語版(*Die Europäer und ihre Sprachen*)は、2005年11-12月、英語版(*EUROPEANS AND LANGUAGES*)は2005年5-6月にそれぞれ実施されたアンケート調査にもとづいている。いずれの調査も、EU25カ国と加盟候補4カ国の合計約3万人を対象にして実施された。

表1 自国の公用語を母語とする者の割合

国名	自国の公用語（国語）を母語としている者の割合	自国の公用語（国語）以外のEU公用語を母語とする者の割合	その他の者の割合
ベルギー	オランダ語：56%， フランス語：38%， ドイツ語：0,4 %	5%	3%
チェコ	98%	2%	0,7%
デンマーク	97%	2%	2%
ドイツ	90%	3%	8%
エストニア	82%	1%	18%
ギリシャ	99%	0,2%	0,7%
スペイン	スペイン語：89%， カタルニア語※：9%， ガリシア語※：5%， バスク語※：1%	1%	2%
フランス	93%	6%	3%
アイルランド	英語：94%， アイルランド語：11%	2%	0,2%
イタリア	95%	5%	1%
キプロス	98%	2%	1%
ラトビア	73%	1%	27%
リトアニア	88%	5%	7%
ルクセンブルク	ルクセンブルク語：77%， フランス語：6%， ドイツ語：4%	14%	0,8%
ハンガリー	100%	0,8%	0,6%
マルタ	マルタ語：97%， 英語：2%	0,6%	-
オランダ	96%	3%	3%
オーストリア	96%	3%	2%
ポーランド	98%	1%	1%
ポルトガル	100%	0,6%	0,1%
スロベニア	95%	0,6%	0,1%
スロvakia	88%	12%	2%
フィンランド	フィンランド語：94%， スウェーデン語：5%	0,8%	0,4%
スウェーデン	95%	5%	2%
イギリス	92%	3%	5%
ブルガリア	90%	0,4%	11%
クロアチア	98%	1%	0,8%
ルーマニア	95%	6%	0,7%
トルコ	93%	0,5%	7%

※ カタルニア語、ガリシア語、バスク語はスペインの地域公用語。

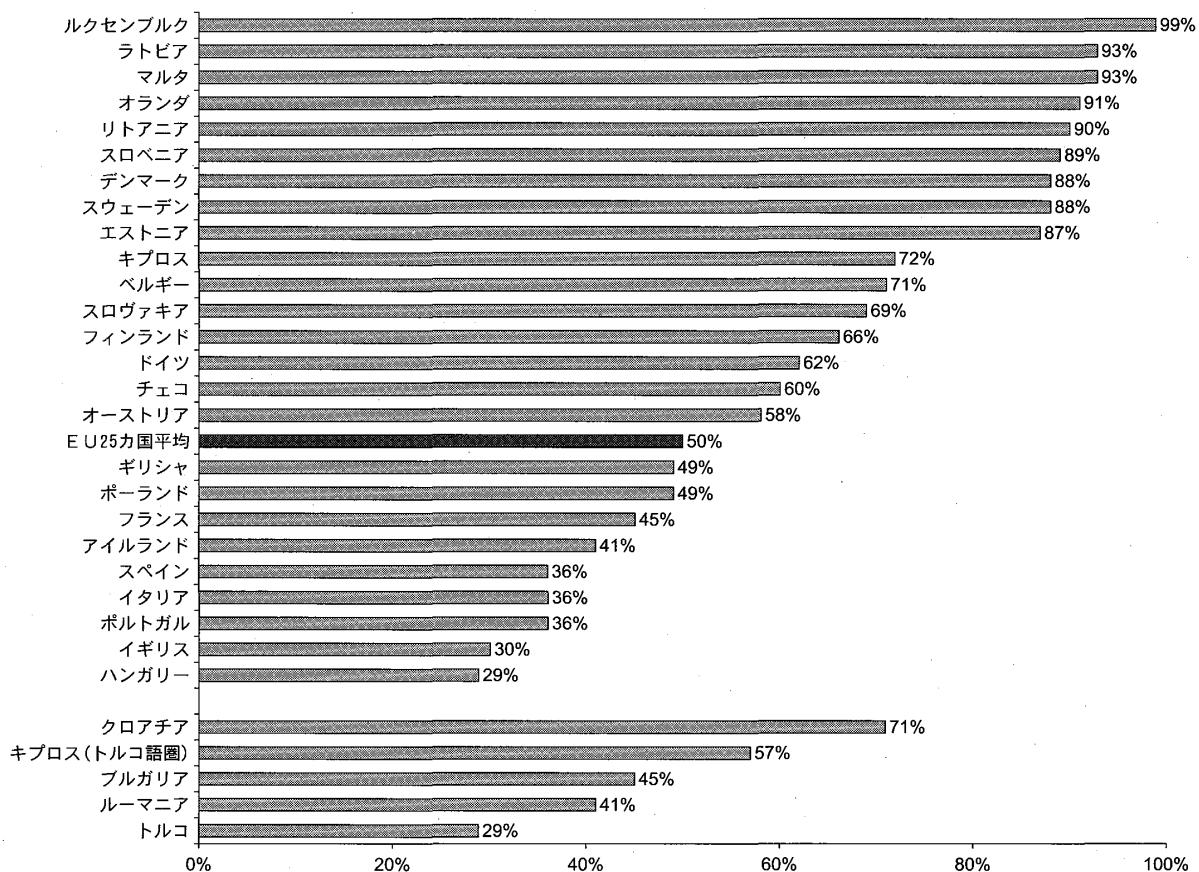
[出所] Europäische Kommission, *Die Europäer und ihre Sprachen, Zusammenfassung*, 2006, S.2.

6 ベルギーは、「連邦政府」、「地域政府」（フラン地域政府、ワロン地域政府、ブリュッセル首都圏政府）、「言語共同体政府」（オランダ語圏、フランス語圏、ドイツ語圏）の3種類の行政府が存在するという構造をとっている。しかも地域政府と言語共同体政府は、1対1に対応していない。文化、教育に関しては言語共同体政府が権限を有しており、オランダ語圏（北部のフラン系住民）、フランス語圏（南部のワロン系住民）、ドイツ語圏（東部）に分かれている。

語を母語とする人々の割合が高いなどの事情がある。

図1は、「母語以外の言語で会話に参加できる者」の割合を示した数値である。これを見ると、たとえばルクセンブルクでは、99%が母語以外に1つ以上の言語を使用できるという結果が出ている（ルクセンブルクでは、77%がルクセンブルク語、6%がフランス語、4%がドイツ語をそれぞれ母語としている。表1を参照）。ルクセンブルクは建国以来、書き言葉としてはフランス語とドイツ語が使用されてきた。同国の言語法は、第1条で「国民の言語」（Langue nationale）をルクセンブルク語とし、第2条で「立法の言語」をフランス語、第3条で「行政・司法の言語」をルクセンブルク語、ドイツ語、フランス語としている⁷。このような言語環境のもとでこうした数値が出たものと思われる。ラトビアでは、旧ソ連時代からロシア語が使用されており、また前述のように国民の半数近くがロシア人など他民族という事情から、93%の者が母語以外の言語を話すことができる。

図1 母語以外の言語で会話に参加できる者 (%)

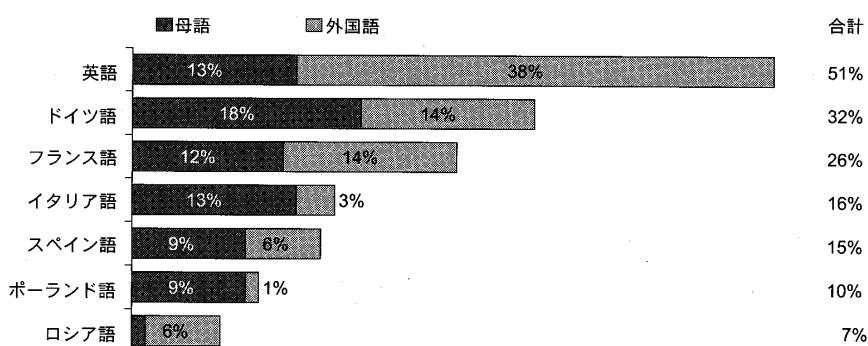


[出所] European Commission, *EUROPEANS AND LANGUAGES*, September 2005, p.3.

7 田村健一「ルクセンブルクの言語法をめぐる問題」『ドイツ文学研究』26号, 1994年, pp.116-121.

母語としてまたは外国語として「もっとも頻繁に使用されている言語」ということで、数値を算出したのが図2である。英語を母語とする人口は13%で、ドイツ語の18%に及ばないが、外国語としては38%に達し、合計すると51%のEU市民が英語を話すことができるという結果が出ている。以下、ドイツ語32%，フランス語26%，イタリア語16%といった順番になっている。

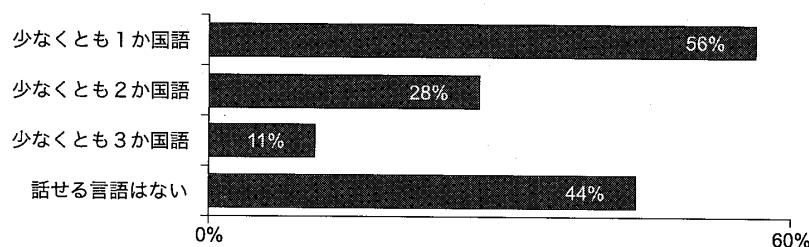
図2 もっとも頻繁に使用されている言語 (%)



[出所] Europäische Kommission, *Die Europäer und ihre Sprachen, Zusammenfassung*, 2006, S.4.

「あなたは母語以外に外国語をいくつ上手に話せるか？」という問い合わせに対する回答結果が図3である。「少なくとも1つ」が半数を越え、3つ以上という者も約1割いる。一方、「話せる言語はない」という者も44%存在する。

図3 あなたは母語以外に外国語をいくつ上手に話せるか



[出所] Europäische Kommission, *Die Europäer und ihre Sprachen, Zusammenfassung*, 2006, S.3.

表2「男女別、年齢別、職業別にみた母語以外の言語を話せる者の割合」から、被験者のステータスによる違いも見てとることができる。男女別では、男性のほうがその割合が高い。年齢で言うと、15～24歳では7割近い者が母語以外の言語を話せるのに対し、55歳以上ではその数値は35%と低い。最終学歴で言うと、15歳で学校を終えている者では20%であるのに対

し20歳以上では73%，大学生の場合は79%と高い数値を示している。職業別で見ると、管理職では7割以上となっているが、労働者46%，退職者33%といった割合となっている。また大都市のほうが地方よりもその割合は高くなっている。

表2 男女別、年齢別、職業別にみた母語以外の言語を話せる者の割合

区分	母語以外の言語を話せる者の割合 (%)			
男女別	男子：52% 女子：47%			
年齢別	15-24歳：69%	25-39歳：58%	40-54歳：47%	55歳以上：35%
最終学歴年齢別	15歳：20%	16-19歳：46%	20歳以上：73%	まだ在学中：79%
職業別	自営：52%	管理職：73%	事務労働者：54%	肉体労働者：46%
	家事従事者：36%	失業者：47%	退職者：33%	学生：79%
居住地別	田舎：47%	小都市：49%	大都市：55%	
EU25カ国平均	50%			

[出所] European Commission, *EUROPEANS AND LANGUAGES*, September 2005, p.5.

II EUの教育計画と多言語促進

本章では、EUの教育計画とその枠内で、どのような多言語促進施策が講じられているかその内容を概観することとしたい。

1 リスボン戦略の一環としての多言語促進

2000年3月、リスボンで開催された欧州理事会（EU加盟国首脳会議）で、2010年までに、EUを「世界でもっとも競争力があり、もっともダイナミックである知識をベースとした経済圏」(wettbewerbsfähigster und dynamischster wissensbasierter Wirtschaftsraum der Welt)とするという目標が定められた。この目標を達成するための社会経済計画が「リスボン戦略」と呼ばれている⁸。

2年後の2002年3月に、バルセロナで開催された欧州理事会では、リスボン戦略のフォローアップが行われ、そのなかで外国語教育に関連しては、次の2点が記されている⁹。①早期外国語教育を通して、少なくとも2つの外国語を習得すること、②そのための「言語知識指標」(Sprachkenntnis-Indikator)を開発すること、である。

こうした欧州理事会の合意を受けて、外国語教育を含む教育施策のいっそうの進展が求め

8 詳細は、入稲福智「リスボン戦略」『平成国際大学論集』2005.3を参照。

9 Schlussfolgerungen des Vorsitzes, Europäischer Rat (Barcelona), 15 und 16. März 2002, S.19 <http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/de/ec/71067.pdf>

られることになった。たとえば「生涯学習のための鍵となる能力」(Schlüsselkompetenzen für lebenslanges Lernen) に関しては、次の8つの能力が挙げられている¹⁰。

- ①母語の能力, ②外国語の能力, ③数学的能力および基礎的自然科学的能力, ④コンピュータ能力,
- ⑤学習能力, ⑥社会的能力および市民性能力, ⑦企業家能力, ⑧文化的能力および表現力

このうち「外国語能力」に関して、地域評議会¹¹は、「ヨーロッパ言語の多様性がひとつの資産項目(Aktivposten)と見なされるべきである」と強調して、次のように見解を表明している¹²。「ヨーロッパの将来において多言語の知識はますます不可避のものとなっている。このことは他の国々の文化、習慣、および生活環境のよりよき理解の獲得をとおして、より深められた接触を可能とする。このことはまた、より高められた水準の学修(Studien)のための重要な前提条件であり、労働市場におけるより拡大された移動のための先決条件となっている。今日すでにヨーロッパの言語領域は、相互依存性の状況にある。諸国間の交流は高まり、経済はますます密接に絡み合っている。商品生産とサービス生産は、国家と言語の境界を越えてますます開放的となっている」。

また欧州委員会のドキュメント『普通教育および職業教育 2010:2000年以來のもっとも重要なイニシアティブとその結果』(2006年5月)では、達成されるべき教育の重要課題のひとつに「多言語の促進」が挙げられている¹³。

2 ソクラテス計画とレオナルド・ダ・ヴィンチ計画

EUの教育関連事業は、1995年から「ソクラテス(SOCRATES)」と「レオナルド・ダ・ヴィンチ(LEONARDO DA VINCI)」という名称の大きく2つの教育計画に統合されて推進されている。多言語政策も基本的にはこの枠組みの中に組み入れられている¹⁴。

ソクラテスは、普通教育に関わるヨーロッパ共同作業を助成する行動計画である。外国語の授業とその習得を促進する行動も、そのなかに含まれている。ソクラテスは、1.学校教育(COMENIUS, コメニウス), 2.高等教育(ERASMUS, エラスムス), 3.成人教育(GRUNDTVIG, グルントヴィ¹⁵), 4.言語教育・学習(LINGUA, リングア)の諸計画から構成されている。多

10 Vorschlag für eine Empfehlung des Europäischen Parlaments und des Rates zu Schlüsselkompetenzen für lebenslanges Lernen, KOM (2005) 548 endgültig, S.15.

11 各国の自治体、地域当局を代表する委員等によって構成されるEUの機関。欧州委員会から送付される文書に関して見解を表明する。

12 Stellungnahme des Ausschusses der Regionen vom 14. Juni 2006 zu dem "Vorschlag für eine Empfehlung des Europäischen Parlaments und des Rates zu Schlüsselkompetenzen für lebenslanges Lernen" <<http://coropinions.cor.europa.eu/coropiniondocument.aspx?language=de&docnr=31&year=2006>>

13 多言語の促進のほか、以下のような課題が挙げられている。生涯学習戦略の発展／大学教育の改革／学校教育の発展／職業・成人教育の領域における協力の強化／移動の障害の除去／多言語の促進／情報コミュニケーション技術の統合／統計、指標およびベンチマークにもとづく発達の測定／経済および社会科学の領域からの専門家ネットワーク作業。Vgl. Allgemeine und berufliche Bildung 2010 - Die wichtigsten Initiativen und Ergebnisse auf dem Gebiet der allgemeinen und beruflichen Bildung seit dem Jahr 2000 <http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/compendium05_de.pdf>

14 EUの「言語」に関するポータルサイトを参照。<<http://europa.eu/languages/de/home>>

言語促進に関してはリングアを中心に進められるが、他の諸計画も言語教育と密接に関連している。レオナルド・ダ・ヴィンチは職業教育に関わる行動計画である。表3は、EUレベルで行われている教育政策のなかで、言語に関わる行動を抜粋しまとめたものである。このなかでリングアは、EU市民として必要な外国語能力の改善・促進を目指すものである¹⁶。

表3 現在進行している主な教育関連計画（言語にかかわるもの）

計画名	
ソクラテス	
学校教育 コメニウス	学校教育における言語に関する共同活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校パートナーシャフトの枠内での青少年の外国語習得と交流措置 ・言語教授に関する職業第一次訓練 (Erstausbildung) ・学校における言語教員のための助手ポスト (Assistentenstellen) ・言語教員のための外国での教育コース ・言語教員のための教授資料および教育課程の開発
高等教育 エラスムス	大学教育における言語に関する共同活動 <ul style="list-style-type: none"> ・外国で学修 (Studium) 滞在する学生のための外国語準備など
普通 教育	リングア：行動1
	言語教育と言語習得の促進、域内言語の多様性の促進、外国語教育の構造およびシステムの質的改善 <ul style="list-style-type: none"> ・市民のなかに域内言語の多様性への意識、生活中に根付いた学習の活用を呼び覚まし、自身の動機からその習得を促す。 ・ヨーロッパ内で外国語を習得する手段入手しやすくなる。学習者への援助を促進する。 ・目的グループ（とりわけ決定機関および教員）のなかで、ヨーロッパの外国語教育についての革新的端緒および実証された方法に関する情報の普及
言語教育 リングア	リングア：行動2
	外国語の習得と取得された言語知識の評価のための充分質的に高い価値ある補助手段の提供。これにより、外国語の授業および外国語習得の質を高める。 <ul style="list-style-type: none"> ・語学教育と外国語習得のための革新的な補助教材の促進 ・実証された方法に関する共同利用の促進 ・厳密に限定された目的グループのための学習補助 ・普及度の低い、授業されることも少ない言語のための言語手段の開発促進 ・市場では扱われないか、市場化するのが難しい教授コンセプトの促進 ・成果の発表とそのアクセス可能化のための改良
成人教育 グルントヴィ	成人教育と生涯学習の枠内の言語修得
職業 教育	レオナルド・ダ・ヴィンチ
	<ul style="list-style-type: none"> ・職業教育および継続教育のための言語学習機器の開発を経済的に支援 ・企業における外国語審査 (Fremdsprachen-Audit) の開発を助成 ・職業訓練生のための国家の枠を越えた仲介、交換、学習訪問の促進 (20,000人を越える人々が毎年2ないし3ヶ月間外国滞在し、それより短期間の滞在にも12,000人が参加している)
青少年	青少年
	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパのボランティア業務 (年間約2,800名の青少年に、国家の枠を越えた自由意志プロジェクトの領域でインフォーマルな多文化学習可能性を提供) ・ヨーロッパの青少年 (Jugend für Europa) 行動 (さまざまな国民グループと国々に所属する青少年に、グループ交換の枠内で他国や他文化を知る機会を与える。毎年45,000人以上がこの行動に参加している)
その他	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア計画 (映画の字幕スーパー費用への支援、視聴覚作品やヨーロッパ映画の普及と影響力の促進) ・国境のないテレビプログラム (Fernsehen ohne Grenzen) 大綱 (全ヨーロッパにおけるテレビ番組の影響を推進) ・自発的e-ラーニング: 新しい能力開発や教員養成、質的に高度な内容と業務の開発、言語学習領域における支援 ・文化プログラム 2000: 他言語の文学作品の翻訳を促進 ・言語に関わる都市間友好関係の経済的援助 ・DIALANGシステム (言語能力判定のプロジェクト)への助成

[出所] 欧州委員会教育・文化総局の「言語ポータル」(ドイツ語版)を参照して筆者作成
http://ec.europa.eu/education/policies/lang/languages/index_de.html

15 グルントヴィ (1783-1872) は、デンマークの政治家、宗教家、詩人。成人教育施設である国民大学を創設したことで知られる。

16 リングア計画についての詳細は、拙著『EU(欧州連合)の「リングア計画」とドイツ語教育』文部省科学研究費補助金研究成果報告書、基盤研究(C)1996-1998年を参照。

III EUの多言語政策

本章では主な政策文書として、次の3点を紹介する。

- 1 言語学習および言語多様性の促進：行動計画 2004 - 2006 年
- 2 言語能力に関する欧州指標
- 3 多言語に関する新大綱戦略

1 言語学習および言語多様性の促進：行動計画 2004 – 2006 年

この行動計画の準備にあたり欧州委員会は、ヨーロッパの諸機関、各国の所轄の大臣たち、市民の代表など幅広い層と協議を行った。こうした過程を経て2003年7月、欧州委員会はこの計画を採択した¹⁷。この計画には2004年から2006年の間に鍵となる重要な領域で実施されるべき措置に関して具体的な提案が盛り込まれている。この文書は、教育関係大臣閣僚理事会と欧州議会に送付され、地域評議会からも意見が表明された¹⁸。

この行動計画の章立ては以下のとおりである（表4を参照）。このなかで45の行動（矢印の部分、主要なものに限った）が提言されている。

表4 「言語学習および言語多様性の促進：行動計画 2004 – 2006 年」の概要

I 生涯にわたる言語学習	
1 「母語プラス2言語」習得の早期開始	→ 早期外国語教育に関する教育、早期外国語教育の長所について親への普及、教育政策決定機関、政治家等のネットワークなど
2 中等段階における言語学習	→ コメニウス計画などソクラテス計画の枠内での各種プロジェクト、教育情報ネットワークによるデータ、情報等の提供など
3 大学領域における言語学習	→ エラスムス計画の枠内での各種措置の実施、幅広く教えられることの少ない言語（MODIME）の国に留学する学生への助成など
4 成人のための言語学習	→ ウエップ・ポータルなどを設け、職業に従事する者が利用しやすい情報の提供など
5 特別の必要をもつ言語学習者	→ 特別に配慮を必要とする者に対する外国語授業についての情報の収集、教授プランへの配慮など
6 言語の豊富な品揃え（Sprachenpalette）	→ 外国語選択のフレキシビリティを高めるなどの配慮
II 言語の授業の改善	
1 言語にやさしい学校（sprachenfreundliche Schule）	

- コメニウスのプロジェクトなどを通して各学校段階にかなった全体的な言語概念の開発、導入など
- 2 授業
 - ソクラテス、レオナルド・ダ・ヴィンチの枠内で得られた言語成果の利用、e-learning（情報技術を用いた学習）の活用、異文化間の対話を通して多文化、多言語のヨーロッパの促進など
- 3 語学教員の養成
 - ソクラテス、レオナルド・ダ・ヴィンチの枠内で移動の拡大を図る。今日の外国人教員に求められる言語知識、評価方法などの研究
- 4 語学教員の調達
 - 教員の移動の障害を除去し、自国以外のEU諸国出身の教員の採用を促進
- 5 他の教科教員の養成
 - 外国語による教科教育（CLIL, Content and language integrated learning）の推進
- 6 言語知識の検証
 - 義務教育終了時に行われる言語知識の試験の開発と、ヨーロッパ言語指標開発のためのデータの収集など

III 言語にやさしい環境の創設

- 1 統合的査定
 - 地域言語、少数言語に関わる共同作業、関係会議の開催、出版物の刊行など
- 2 言語にやさしい社会の創設
 - 多言語をテーマとした市民の出会いの場、都市パートナープロジェクトなどの実施。オーディオ教材、映画やテレビ番組などを利用した学習機会の拡大など
- 3 言語学習提供とその利用の改善
 - 「ヨーロッパ言語の日」のようなイニシアティブによる国レベル、地方レベルのキャンペーンの実施など

IV 上級者のための枠組み

- 1 よりよい情報を基盤とした決定
 - 加盟国の代表者など決定権限をもった関係者による恒常的なワーキンググループの設置、必要な言語知識などに関する勧告など
- 2 実践を通しての専門家間の効果的な情報交換
 - 言語教員のための継続教育の助成など
- 3 行動計画のフォロウアップのための明確な方法
 - ソクラテス、レオナルド・ダ・ヴィンチの枠内での各種措置、2007年以降の新しいプログラムの開発など

[出所] 注17の文書にもとづき筆者作成

17 Förderung des Sprachenlernens und der Sprachenvielfalt:Aktionsplan 2004 - 2006, KOM (2003) 449 endgültig.

18 同文書の審議過程は以下のとおりである。2003年7月24日欧州委員会採択。同日教育関係閣僚理事会、欧州議会へ送付。同年11月19日地域評議会意見。同年11月24日同理事会で議論。2005年10月13日欧州議会決議。

2 言語能力に関する欧州指標

前述のように2002年3月、バルセロナで開かれた欧州理事会で、少なくとも2つの外国語の早期教育を実施するための更なる措置を講じることが合意され、「言語知識指標」の作成が要請された。欧州委員会は、加盟国の代表者（言語のエキスパートグループおよび指標と評価基準のエキスパートグループの委員たち）の協力のもとにこの課題に着手した。こうして外国語を教え、学ぶために必要な戦略の基盤となる「厳密な」データを収集し、「言語能力に関する欧州指標」を作成する作業がスタートした¹⁹。

2006年2月に開かれた教育関係閣僚理事会では、この指標作成の指針として、とくに次の点を中心に議論が行われた²⁰。

- ① 教育制度に関する国際標準教育分類（ISCED）のレベルを基準に、普通教育および職業教育における生徒たちの代表的な被験者グループにみられる第一および第二外国語能力に関するデータが収集されるべきである。
- ② 言語の多様性の確保がEUの基本的価値の一つであることからして、この指標は外国語として教えられるEUのあらゆる公用語の知識に関するデータに基づくべきである。実践上の検討を踏まえれば、第一段階では、加盟国でもっとも頻繁に教えられており、被験者にとって充分使用可能であるEU公用語に関するデータを把握することが望ましい。

このほか、理事会によって結論が出さるべきであるということ、指標の作成が最優先課題であるということで幅広い同意が得られた。「言語能力に関する欧州指標」の最重要パラメータ（Parameter）に関しては、評価されるべき教育レベルに関するさまざまな意見があった。またこの指標が、あらゆるEU公用語のために存在すべきであるということでは代表の多数が同意する一方、大多数の代表たちは実務的理由からデータ把握の第一段階では加盟国でもっとも教えられている言語に絞ることが容認された。若干の代表たちは、データを比較するにあたり公用語が複数ある国があり、その特殊性を考慮すべきであると指摘した。

以下、EUのSCADPLUS（Summaries of EU legislation）からこの文書の概要をまとめておこう（表5を参照）²¹。

表5 「言語能力に関する欧州指標」の概要

パラメータ	
目標	指標を使って、加盟国内における生徒の外国語の知識を測定すること

19 Europäischer Indikator für Sprachenkompetenz, KOM (2005) 356

20 2710, Tagung des Rates Bildung, Jugend und Kultur Brüssel, den 23. Februar 2006 (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/06/42&format=HTML&aged=1&language=DE&guiLanguage=en>) 同文書の審議過程は以下のとおりである。2005年8月1日委員会採択。同日教育関係閣僚理事会、欧州議会へ送付。2006年2月23日同理事会で議論。2006年5月19日同理事会結論。

21 SCADPLUS : Europäischer Indikator für Sprachenkompetenz (<http://europa.eu/scadplus/leg/de/cha/>

方法	加盟国における普通教育学校および職業教育学校の生徒たちに対し、無作為抽出検査の形で特別に開発された言語テストを実施する。このテストは、過去の諸プロジェクトの結果を根拠として作成する。
対象グループ	指標のためのデータは、生徒に対し義務教育最終段階、すなわち15歳の生徒を対象に集計する。
等級	この指標では、無作為抽出検査で登録された生徒たちの知識を、「言語に関する共通ヨーロッパ参照枠組み」(Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen) ²² と共通な6つの参考レベルを基礎にして把握する。
言語	実践的な諸理由から、第一段階ではEU内で授業が行われている頻度が最も高い5つの外国語、すなわち英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の言語能力のテストに限定する。こうした第一段階で集積された経験を利用し、次の段階でテストされる言語の多彩さを拡大することが可能となる。
スキル	この指標では、外国語能力の4つのスキルを充たす。すなわち、読む、聞く、話す、書く、である。事情によっては（同様に実践的な諸理由から）第一段階において、話す能力のテストは考慮外とする。
そのほかのデータ	外国語能力はしばしば外的ファクター（例えばテレビ、家族）や教育制度の内的なファクター（例えば教員の経験、外国語の授業の1週あたりの時間数）によっても左右される。テストは教員や生徒に対するアンケートにより補われる。こうしたアンケートのなかで情報が周辺事情として見えてくる。
実施手順	
共同作業	プロセスの統一調整と集計されたデータの統一的評価は、公募で選ばれた外部の受注者の支援により引き受けられる。
助言会議	<p>戦略的、技術的問題において欧州委員会（以下、委員会）に助言し、指標作成にあたって進捗状況をそれぞれの自国に報告する任務を持つ代表者を委員とする「言語能力に関する欧州指標助言会議」(EIS-Beirat, 以下EIS)を立ち上げる。EISは加盟国の代表者から構成され、以下のようないくつかの任務を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストの手段方法などの開発に関する達成記述の検証、受注者の選択領域の確定などにあたり委員会に助言する。 ・受注者の作業を評価する際に委員会に助言する。 ・加盟国のデータ集計の際に委員会に助言する。 ・加盟国内で指標を摩擦なく作成するよう配慮する。 ・結果を評価する。 <p>EISにより検証された方法が委員会により調整され、データ集計実施に必要な実践上の措置が加盟国により実施される。そこで行われる措置は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出検査用に選ばれた教育機関の参加の組織化 ・テスト実施の基準と監督官への書類の配布 ・テスト解答と成績評価の統一基準に従った集計 ・そこから導き出されたデータの中央調整者への伝達

22 欧州審議会（Council of Europe）が作成した「言語に関する共通ヨーロッパ参照枠組み」では6つのレベルが提示されている。詳細は、藤原三枝子「『言語教育ヨーロッパ共通フレームワーク：Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen: lernen, lehren, beurteilen』の評価をめぐって」『言語と文化』第8号、2004年を参照。

必要な資金	2005 年に必要とされる資金は、ソクラテスおよびレオナルド・ダ・ヴィンチ計画に計上された予算枠で承認される。
日程表	委員会は、EIS の第一回会議を 2005 年末前に招集する。2006 年春に指標に関する調整結果を公刊し、2007 年には提案されたテスト、方法・手段をためす最初の試験的プロジェクトを立ち上げる。

[出所] 注 21 の文書にもとづき筆者作成

3 多言語に関する新大綱戦略

欧州委員会では、「言語能力に関する欧州指標」と並んで、「多言語に関する新大綱戦略」が採択されている²³。「多言語」(Mehrsprachlichkeit) という言葉で、複数の言語を駆使できるという一個人の能力と、地理的空间に見られるさまざまな言語社会の共存が意味されている。その構成は、「序」に相当する章から始まり、「言語社会」、「多言語経済」、「多言語と関係者」、最後に「結論」という内容になっている。以下、その内容を概観する²⁴。

(1) 最初に、①多言語とヨーロッパの活動、②多言語とは何か、について述べられている。多言語で目指されるのは、次の 3 つの目標であるとしている。

- ・社会における言語学習と言語多様性を促進する。
- ・健康なマルチ言語的経済を促進する。
- ・自国の言語で EU の法令、手続きおよび情報を理解できるようにする。

(2) 次の「多言語社会」の章では、①言語の学習、②多言�性の領域における研究および開発、について述べられている。

①については、i) 言語の知識、ii) 共同体は言語の知識と言語の多様性をどのようにして助成するか、iii) 教育制度および教育実践における行動のための鍵となる領域、の 3 点から記述されている。iii) に関しては、国の戦略、教員の養成および継続教育、外国語の早期習得、作業語としての外国語、高等教育における外国語、研究領域としての多言語、言語能力に関する欧州指標、の 7 項目が掲げられ、そのために実施する具体的措置として次の事柄が挙げられている。

- ・加盟国が共同して行う言語能力に関する欧州指標の開発
- ・語学教員の養成および研修を最新の水準にすることがどのようにしたら可能かについての論議の促進と勧告
- ・早期の外国語習得に関する「最良実践 (Best Practice) の研究 2006」の刊行
- ・教育および生涯学習の領域で提案された枠内で、多言語主義と多文化主義に関わる教員ポス

23 審議経過は以下のとおりである。2005 年 11 月 22 日委員会により採択。同日教育関係閣僚理事会、欧州議会へ送付。2006 年 5 月 19 日同理事会結論。同年 6 月 14 日地域委員会意見。同年 9 月 26 日欧州議会決議。

24 *Eine neue Rahmenstrategie für Mehrsprachigkeit*, KOM (2005) 596 endgültig. SCADPLUS に掲載されている同文書の概要紹介も参照 (<http://europa.eu/scadplus/leg/de/cha/c11084.htm>)。

トの整備支援

- ・普通教育および職業教育、青少年、市民社会、文化の領域における協同プログラムという枠内で外国語の教授と学習の支援
- ・第7次研究大綱プログラム²⁵における研究および技術的な発展活動を、情報社会における言語に関連するテクノロジーへと強化

また加盟国に対しては、次のような要請をしている。

- ・国家プランをまとめ、言語の多様性に寄与する行動を組織化し、結束性を確実なものとする方向の設定
- ・「外国語教員の養成および研修に関するヨーロッパ・プロフィール」(Europäisches Profil für die Aus- und Weiterbildung von Fremdsprachenlehrkräften)の成果に照らして、外国語教員の養成および研修のためのプロセスや大綱条件の検証
- ・実践例に照らして早期外国語習得のためのプロセスや大綱条件の検証
- ・作業語 (Arbeitssprache) としての外国語というテーマに関する理事会の結論の実施

(3) 「多言語経済」の章では、①言語知識とEUの経済力、②多言語と消費者、③多言語と情報社会、④職業としての言語と言語産業、⑤翻訳サービス業、⑥通訳サービス業、⑦外国語の知識：教授、試験、資格証明、について記述されている。

たとえば③については、「委員会は、情報社会とメディア産業界でより高度な成長と雇用の増加を達成するために、イニシアティブ i2010²⁶（欧州情報化戦略）の一部として多言語促進を試みる。eコンテンツ、eコンテンツプラス、メディア、e ラーニングの各プログラム²⁷は、多言語ヨーロッパの内容と知識の構築および普及を支援する」としている。

⑥については、「市場の拡大にともない、熟練した通訳者の需要は増大し、とくに超国家および国際的組織でその傾向が顕著である。通訳者は、多言語社会の諸機関の機能が可能となるために貢献しており、通訳者は難民を法廷や警察、病院、移民局で支援している。通訳者が適正な教育を活用できるならば、彼らの仕事は民主的権利と人権の保護に貢献することとなる」としている。

25 欧州委員会により採択された研究枠組み計画である「第7次大綱プログラム(2007－2013)：知のヨーロッパの創生」(Siebtes Rahmenprogramm (2007－2013) : Schaffung des Europas des Wissens)を指す。今後7年間にわたる、4項目（協力、構想、人材、能力）の具体的プログラムが提案されている。駐日欧州委員会代表部ホームページを参照 (http://jpn.cec.eu.int/relation/showpage_jp_relations.science.fp7.php)。

26 「i2010－成長と雇用のためのヨーロッパ情報戦略」(i2010 - Eine europäische Informationsgesellschaft für Wachstum und Beschäftigung)をさす。

27 「eContent」は「電子的内容の開発と言語多様性促進に際しての支援」(Unterstützung bei der Entwicklung digitaler Inhalte und der Förderung der Sprachenvielfalt)を目的とした計画で2001から2004年に実施。その後「eContentplus」に引き継がれている(2005－2008年)。「メディア」は、「メディア2007:ヨーロッパのオーディオビジュアル領域に関する促進計画」(MEDIA 2007: Förderprogramm für den europäischen audiovisuellen Sektor)を指す。「e ラーニング」は、「情報コミュニケーション技術の導入による普通教育および職業教育のヨーロッパシステムの改善」を目的としている(注24に記した“SCADPLUS”に掲載されている各文書の内容を参照)。

具体的措置として、多言語経済の促進のための次の行動が提案されている。

- ・言語知識の欠如がヨーロッパ経済に及ぼす影響に関する研究の刊行
- ・EU内で使用される言語に関する証明書システムをインターネット上で掲載
- ・言語学習促進の観点から、映画・テレビ番組の字幕スーパー利用の可能性を測る研究の開始
- ・諸機関にまたがる多言語データバンク ITAE（専門用語交換データバンク）を公開
- ・大学で行う翻訳家養成のための会議の開催
- ・i2010 の枠内で、多言語の資料利用をより簡単に興味深く検索できる電子図書館に関わるパイロット活動の開始
- ・人間言語技術テクノロジー (Humansprachen-Technologie), 機械翻訳, 言語資源の作成の領域でのヨーロッパ研究チームによる作業

なお、加盟国へは、大学における養成・継続教育プログラムを検討するよう要請している。

(4) 「多言語と関係者」では、欧州委員会と市民との間の、①接近と透明性、②多言語性：EUの特別事情、について記述されている。具体的措置として次の提言がなされている。

- ・あらゆる部署が多言語の政策を統一的に行使するよう国内ネットワークの配備
- ・ヨーロッパサーバー上で「言語」ポータル²⁸の設置
- ・多言語促進のための加盟国内の翻訳部門の役割強化
- ・加盟国においてジャーナリストや世論形成者 (Meinungsmacher) をターゲットとした多言語というテーマでのセミナー開催
- ・会議通訳者の領域における専門的教授法の支援、補助金の提供、奨学金、研修生の実習の経済援助、遠隔学習のツールの開発などに対する大学への助成の続行
- ・言語アレンジ、文書記録、出版に関して毎年開催される国際会議へのさらなる協力
- ・大学に対し、翻訳の修士号 (Magister-bzw. Master-Abschluss) のためのモデルカリキュラム設置を提案
- ・言語知識と言語関連職業種を促進するための加盟国内の学校間で国際翻訳コンテストを促進

(5) 最後に結語として、次のようにまとめられている。

- ・欧州委員会は、多言語というテーマに関する独立した専門家委員会を設ける。
- ・多言語に関する関係大臣会議は、加盟国に対し、今まで達成された進捗状況に関する情報の交換を行い、更なる作業を計画する。
- ・欧州委員会は、EUの多言語に関する全体的な査定の提案を含む詳しい報告を作成する。

IV ヨーロッパの外国語教育の特色

本章では欧州委員会がまとめた報告書にしたがって、ヨーロッパの外国語教育の特色を、

28 EUROPA-Sprachenportal (<http://europa.eu/languages/de/home>) を参照。

1. 学校における言語多様性, 2. 教授プラン (Lehrplan) 上の外国語の位置, 3. 学校における外国語の授業, 4. 教員の養成と資格, という 4 つの面からごく簡単にまとめてみた²⁹。

まず、「学校における言語多様性」という観点から見ると, ① 15 歳の生徒の 8% は, 自宅で, 学校の言語とは別の言語を話している。② 外国語を母語とする移民家庭の生徒に対する言語促進が行われている。このように生徒が家庭で話す言語は必ずしも学校の授業で使用される言語と同じではない。

次に, 「教授プラン上の外国語の位置」では, 次のような特色が見られる。

- ① 必修の外国語授業がますます早期に始まっている。
- ② 生徒の多数が, 少なくとも 2 つの外国語を学習することが可能となっている。
- ③ 中等段階 I においては, 少なくとも 2 つの外国語を学んでいる生徒は半数以下である。
- ④ 必修の外国語の授業に割かれる授業時間の割合は, 9% から 34% である。
- ⑤ 必修の外国語の授業に割かれる年数は短くない。この授業に割かれる総時間数が増えれば増えるほど学習年数も増加する。
- ⑥ 各学校がその裁量で外国語の習得を必修にすることができる³⁰。
- ⑦ 外国語で専門教科を教える授業 (CLIL) が, ほとんどいたるところで正規の授業の一部となっている。

なお, 図 4 として「外国語の履修開始年齢, 履修期間, 必修の有無, 履修外国語数」をまとめてみた。これからもわかるように多くの国では初等段階から外国語の授業が開始されている。また各国とも第二外国語, 場合によっては, 第三外国語も教授されていることがわかる。

「学校における外国語の授業」, すなわちどの外国語に重点が置かれているかという点で見ると次のような状況となっている。なお, 図 5 は「中等教育学校（普通教育）における外国語履修者の割合」である。

- ① 英語, フランス語, ドイツ語, スペイン語, ロシア語で, 学習される言語の 95% を占めている。
- ② 英語の授業はいっそう増加し, ほとんどどの国でも優位を占めている。
- ③ 必修であるか否かを問わず, 中等段階 II の生徒のおよそ 90% は英語を学習している。
- ④ 第二外国語として学習される言語の大多数は, ドイツ語またはフランス語である。

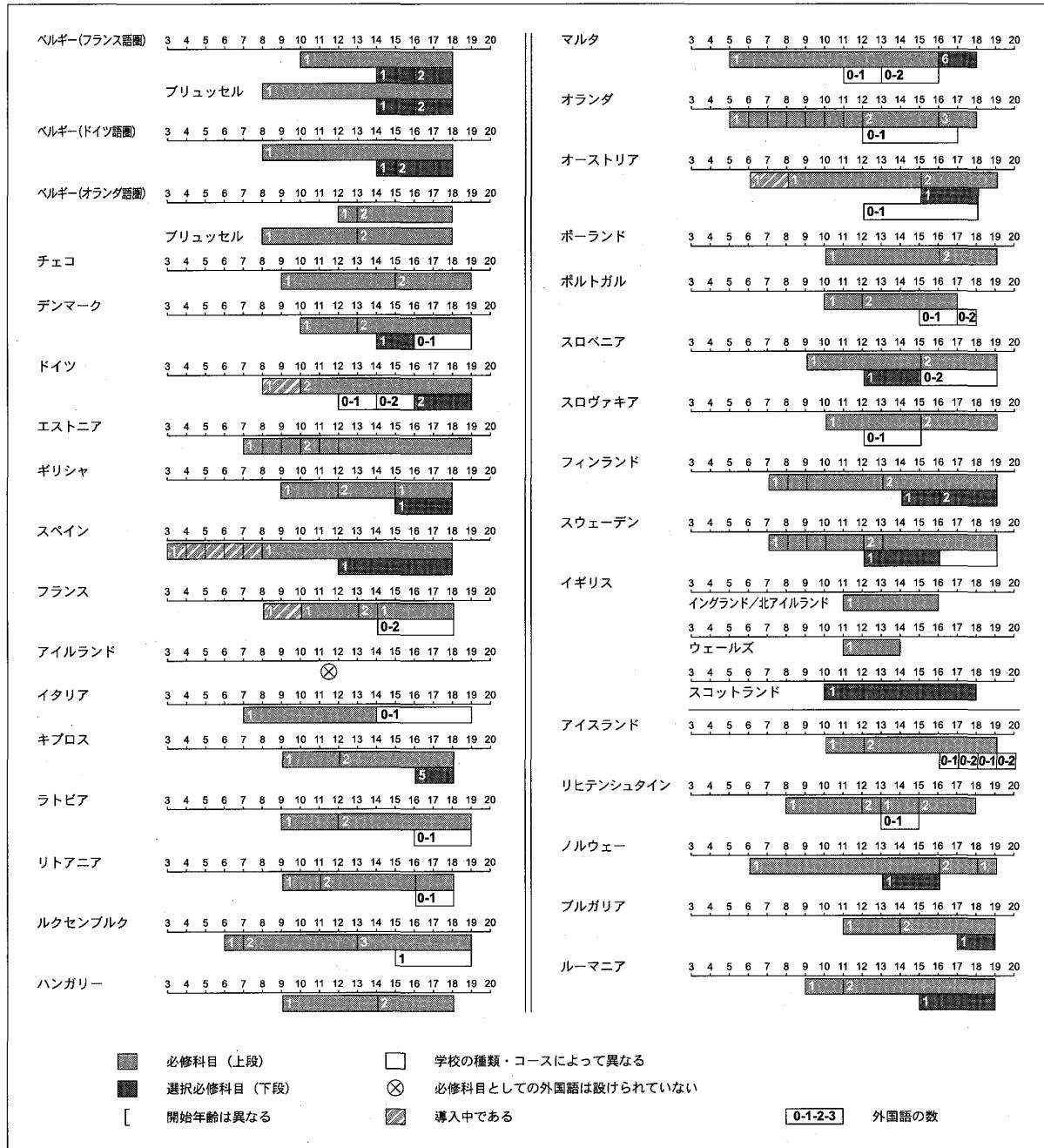
最後に「教員の養成と資格」に関しては, 次のような現状と課題がある。

- ① 外国語の授業は, 初等段階では多くの場合すべての教科を教える教員により行われるが, 中等段階では専科教員による授業が行われる。
- ② 専科教員または専科に準ずる教員の養成期間は, 4 年ないし 5 年である。

29 Eurydice, *Schlüsselzahlen zum Sprachenlernen an den Schulen in Europa*, Ausgabe 2005, S. 9ff.

30 多くの国は, フレキシブルな教授プラン (flexibler Lehrplan) を設け, 政府が定めた大綱基準 (Rahmenvorgabe) が満たされる範囲で, 各学校はそれぞれの裁量で独自のカリキュラムを組むことができるとしている (a.a.O., S.26.)。

図4 外国語の履修開始年齢、期間、必修の有無、履修外国語数（2002/03年）

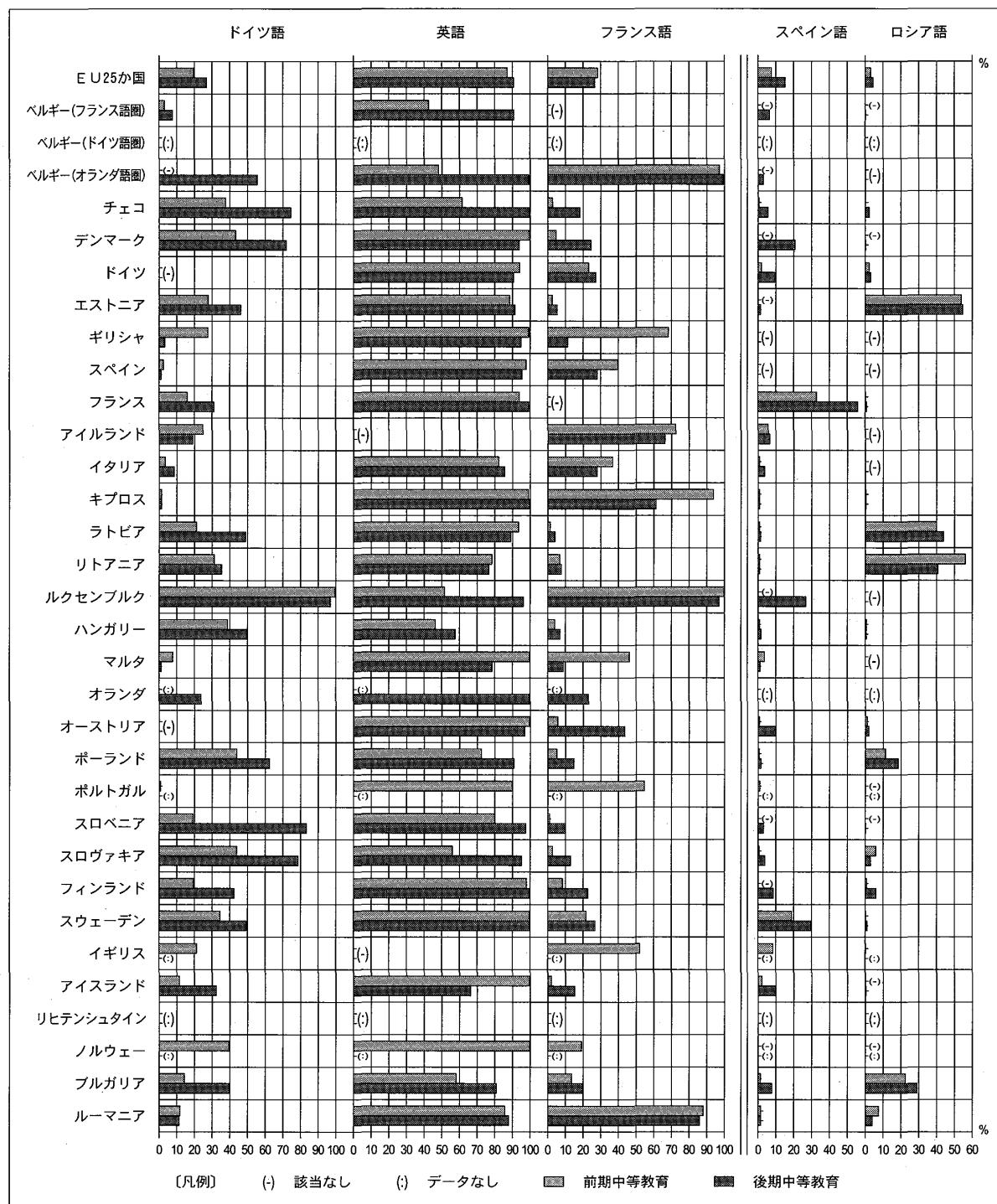


[出所] Eurydice, *Schlüsselzahlen zum Sprachenlernen an den Schulen in Europa*, Ausgabe 2005, S.24.

③将来外国語教員になる者は、その外国語が話されている国に一定期間滞在することが望ましいが、現段階ではまだその域に達していない。

④共同体の行動計画であるソクラテス（コメニウス）の枠内で助成される継続教育の催しの60%以上は英語を対象としたものである。

図5 中等教育学校（普通教育）における外国語別履修者の割合（2001/02年）



[出所] *ibid*, S. 51.

おわりに

以上見てきたように、EUにおいては、できる限り早い段階からの外国語教育と、少なくとも2カ国語の外国語を習得するための具体的措置をどのように構築していくかが、外国語教育のもっとも大きな政策課題となっている。

その背景にあるのは、「知の戦略」のひとつとしての多言語政策である。II-1で述べたように「世界でもっとも競争力があり、もっともダイナミックである知識をベースとした経済圏」を確立するための基盤となるのが、加盟国の言語の相互理解であるという位置づけである。同時にそこには、「ヨーロッパの統合」という大きな課題を見据えて、ヨーロッパレベルでの外国語教育の寄与という政治的視点も見逃せないであろう。

個々の点について見ると、まず気づくのは、ヨーロッパにおいても、学ばせたい外国語のトップは断然英語が占めているということである。こうした英語優位は、世界的傾向であろう。しかしヨーロッパの場合は、多言語政策という観点から、EU加盟国のすべての公用語を同格に扱っている。英語だけでなく、他の言語の外国語学習も同時に重要視されている点は、ヨーロッパに見られる大きな特色であろう。ボーダレス社会といわれる今日、わが国に居住する外国人は増加の一途をたどっている。こうした人々にできる限り彼らの母語を介してコミュニケーションをとることが必要となってきている。英語で仲介するのではなく、日本語対多言語という図式での対応を考えるとき、EUの多言語政策から受ける示唆は少なくない。

早期英語教育は必要かという問題について言えば、わが国の英語教育関係者の間では、小学校の段階から学習すべきであるという主張と、まずは中学校の授業を充実すべきで、その後で小学校の環境整備に移るのが無理のない方法であるという意見の大きく2通りの考え方がある。世論調査などでは、小学校からの英語教育に賛成という意見が多数を占めている³¹。しかし、小学校では教科としての英語教育には割くことができる時間数、教員の養成、教材開発、得られる教育効果など、問題点が少なくない。他教科の時間配分が減少する点も、学力低下につながるとして懸念されている。したがって、まずは国語教育に重点をおくべきであるとする見解が、教育関係者の間には根強くあるように思われる。ヨーロッパにおける早期外国語教育がどのような点でわが国の参考になるかは、言語構造の相違などを含め、いっそう詳細で緻密な理論的かつ実践的な研究が必要であろう。

31 読売新聞社が行った「教育」に関する全国世論調査の結果では、小学校からの英語教育の必修化について、賛成の人は計67%、反対の人は計28%だった。2年前に実施した同種の調査（賛成87%）に比べ、「賛成」が大幅に減っている。意見（複数回答）として「早くから英語に慣れることができる」の59%が1位だが、2位は「正しい日本語を身につける方が先だ」の36%となっている（『読売新聞』2006年5月28日）。中央教育審議会教育課程部会（第3期、第25回、平成18年3月31日）配付資料「小学校における英語教育について」によれば、まずは現行の「総合的な学習の時間」の中などで行うことが考えられているようである。

この点でヨーロッパの外国語教育を見るとき、こうした研究が、自国だけでなく、EU全体で、さらには広くヨーロッパ全域のレベルで多彩に、かつシステムティックに行われているところに特色があるようと思われる。さらに、こうした取り組みが、EUレベル、各国レベル、地方レベルという三層構造のなかで有機的に機能する方策が、さまざまな機会で考案され、試行されているところに注目すべき点があろう。

EUで試みられている「言語能力に関する欧州指標」は、まだその全体像が示されていないので、その実践的意義について言及することはできないが、たとえばわが国の英語教育との関わりで見ると、英語力とコミュニケーション能力の区分など、その評価基準の策定にあたり示唆される点は少なくないであろう。

またバイリンガルの家庭で、多言語での生活が無理なく出来る場合であっても、必ずしもその国の文化に精通しているわけではなく、通訳や翻訳業務に優れているとはいえないケースが多く見られる。何が、外国語教育で求められているかは、「国際化とは何か」という原点に立ち返って改めて考えられなければならないであろう。機械翻訳がいかに進歩しようとも、それは人間の意思伝達である翻訳作業とは根本的に異なるからである。

他教科を外国語で授業するというCLILの試みは、参考になる点が多い。しかし同時に日本語の基礎ができていなければ、それは中途半端なままで終わるのではなかろうか。その点で、II-1で紹介した「生涯学習のための鍵となる能力」として「母語の能力」がまず挙げられている点にも注目したい。とかくスキルの面にのみ眼が向けられ、総合体としての人間のアイデンティティに矛盾をきたすことになりがちである。多文化社会における安易で、表面的な相互理解は、何としても避けたいところである。

「欧州情報戦略」の一環として、さまざまな情報手段、情報機器を駆使した外国語教育が試みられている点も、今後のヨーロッパの動向に注目したい。

(本学教授=ドイツ語担当)